

さくら市 公共施設等総合管理計画（改訂版）【概要版】

本市では、旧氏家町と旧喜連川町との合併による施設の機能重複の特徴や課題を踏まえ、今後の市民サービスの視点を踏まえた効率的・効果的な「公共施設等マネジメント」の推進が必要となることから、平成 29（2017）年 3 月に「さくら市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、この計画を具体化するために、各施設の劣化状況を調査し、施設の計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ることを目的に公共施設、インフラ施設の個別施設計画等を策定しました。この間、国では平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、令和 3（2021）年 1 月には「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、「さくら市公共施設等総合管理計画」について、これまでに策定した各種個別施設計画や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 30（2018）年 2 月、総務省通知）を踏まえ、「さくら市公共施設等総合管理計画（改訂版）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

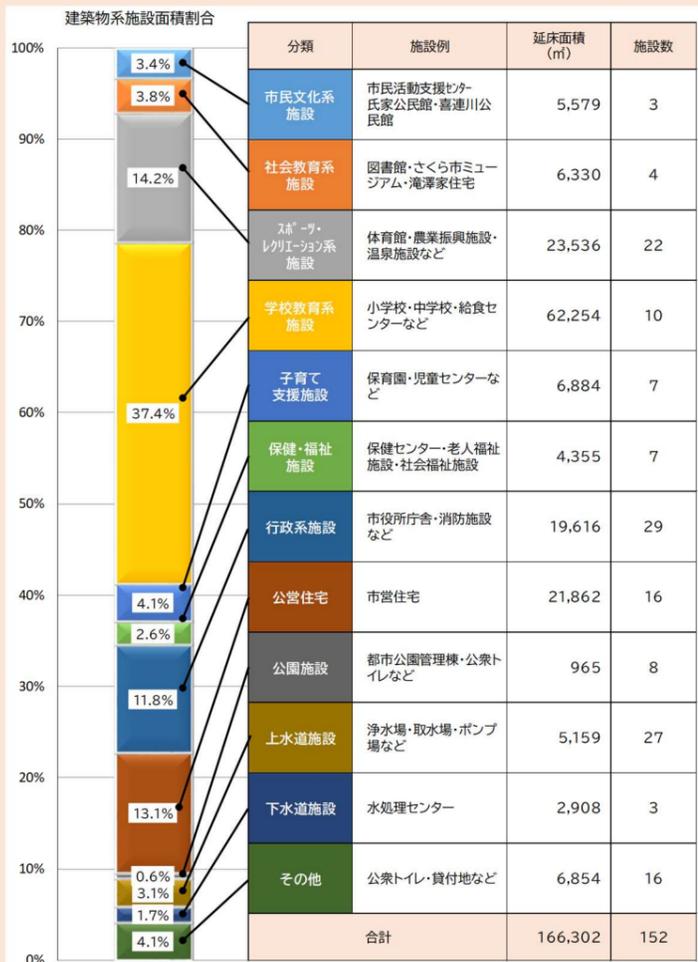
公共施設等の現況と将来の見通し

▶ 本編 P.4～17

●公共施設等の現況

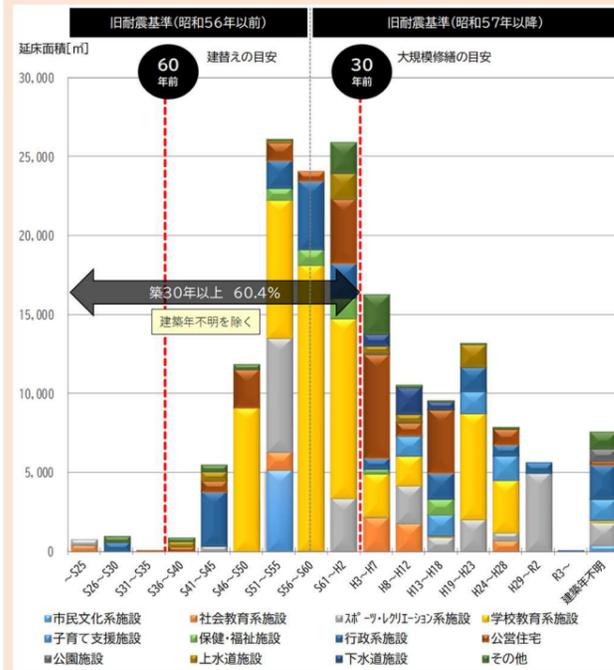
＝公共施設等の保有量の推移＝

- 本市の建築物系公共施設は **152** 施設、総延床面積約 **166.3 千m²** です。
- 本計画の対象施設は計画策定時点では、総延床面積が 165.2 千m²であり、全体で **1,098 m²**増加しました。



＝老朽化の進行＝

- 大規模修繕時期の築 30 年を経過した公共施設が、施設全体（建築年不明を除く）の **60.4%** を占めています。
- 今後はその割合が更に増加し、施設の老朽化が急速に進行していく状況となります。



＝インフラ系公共施設の現況＝

- インフラ系公共施設は、更新の目安とされる建設後年数（以下、「耐用年数」という。）を超えているものは、数パーセントですが、一定期間に集中して建設されていることから、今後耐用年数を超過する施設が急増することが想定されます。

●人口の見通し

- 総人口は、平成 27（2015）年をピークに減少傾向で推移することが予測されています。
- 「さくら市人口ビジョン」の人口の将来展望では、令和 42（2060）年における人口規模 4 万人の維持と人口構造の新陳代謝を目指します。



公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

▶ 本編 P.18～27

●公共施設等の更新費用

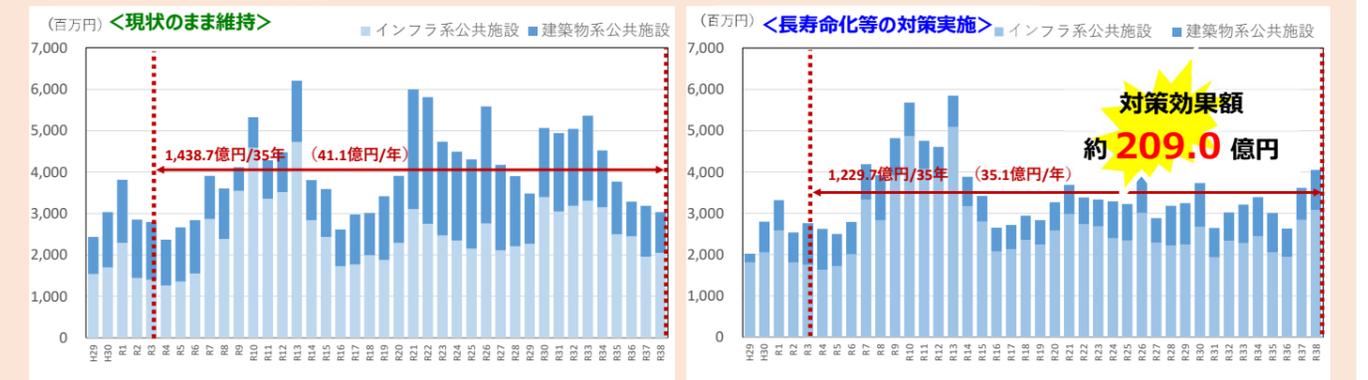
＝今後、公共施設等を維持していく上で必要な経費の見込み

令和 4（2022）年度から令和 38（2056）年度までの 35 年間＝

- 現在保有する公共施設等を**全て現状のまま維持した場合**の将来更新費用は、約 **1,438.7 億円**（年平均 **41.1 億円**）
- 公共施設等に**長寿命化等の対策を実施した場合**の将来更新費用は、約 **1,229.7 億円**（年平均 **35.1 億円**）かかる見込みです。
- 全て現状のまま維持した場合と長寿命化等の対策を実施した場合**の将来更新費用を比較すると、対策の効果額は、総額約 **209.0 億円**（年平均 **6.0 億円**）の削減効果が見込まれます。

長寿命化等によるコスト削減効果 約 **6.0 億円**

- 本市は、これまで公共施設等の大規模修繕・更新に年間 **27.1 億円**（過去 5 年間平均）の財源を充当してきました。
- 長寿命化等の対策を実施した場合の将来更新費用と比較すると、年間約 **8.0 億円**の**不足**が見込まれます。



公共施設等マネジメントの基本方針

▶ 本編 P.28～30



公共施設等マネジメントの基本方針
施設の適正な配置と規模を目指します。



基本構想
“持続性ある自立した行政基盤を確立し
安心して暮らせるまちづくり”

- 「第 2 次さくら市総合計画」の基本構想との整合を図り、基本計画の施策と連動する取り組みを行い、市民が安心して暮らすことができ、快適な生活環境が実現できるよう、市の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や 規模を目指します。

【計画期間】 平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間

●建築物系公共施設の基本方針



建築物系 総量削減目標
延床面積 10%削減

①財政状況や人口規模に応じた施設総量の削減

・将来において支出可能な財政規模及び人口の減少傾向の見直しを考慮し、施設総量を延床面積で10%削減することを目標とします。

②新規整備の抑制と施設運用コストの効率化

・既存施設の長寿命化や有効活用を図ることで、新規整備を極力抑制するとともに、施設運用に係るコストを把握し、効率的・効果的な施設運用を実施します。

③施設の集約化・複合化と市民サービスの維持・向上

・施設の集約化・複合化によって、施設の利用率・稼働率の向上を図るとともに、市民サービスの水準の維持・向上を図ります。

●インフラ系公共施設の基本方針



インフラ系 費用削減目標
ライフサイクルコストの縮減

①長寿命化の推進による

ライフサイクルコストの縮減

・予防保全型の維持管理へ転換し、施設の長寿命化を推進することで、更新等の費用の抑制・平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

②未普及地区や市民ニーズへの対応

・未普及地区への対応を段階的に実施するとともに、安全・安心で快適な社会基盤となるべく、必要な機能を確保できるよう効率的・効果的な整備を推進します。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

▶ 本編 P.31～40

1.点検・診断等の実施方針

●建築物系公共施設

・法定点検と自主点検を組み合わせることで、建築物や設備の機能維持を図ります。また、「自主点検マニュアル」を作成し、合理的な維持管理を目指します。

●インフラ系公共施設

・定期的な点検などを行い、結果をデータベース化して管理します。また、点検・診断・措置・記録といったメンテナンスサイクルを構築し、常に施設の状況を把握できる環境を整えます。

2.維持管理・修繕・更新等の実施方針

●建築物系公共施設

・施設の更新にあたっては、“施設サービスのあり方”の検討を踏まえ、適正な規模を検討するとともに、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、統合・廃止等を検討し、効率的かつ適切な施設配置を目指します。原則として、新規施設の整備は極力行わず、施設規模の縮小可能性を検討します。

●インフラ系公共施設

・損傷状況や修繕履歴等を的確に把握し、各長寿命化計画・維持保全計画の方針に沿って、整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図ります。

3.安全確保と耐震化の実施方針

●建築物系公共施設

・施設を継続して安全に利用できるよう、定期的な点検と適切な維持管理を行い、安全確保を図ります。供用を廃止した施設は、老朽化などによる施設の危険度を踏まえて活用方法の判断をします。

●インフラ系公共施設

・市民の日常生活や経済活動を支える社会基盤として、安全・安心に利用できるよう、定期的な点検と適切な維持管理を行い、安全確保を図ります。

4.長寿命化の実施方針

●建築物系公共施設

・長寿命化に際し、定期点検や予防保全の結果を踏まえて改修を計画的に実施することにより、施設の劣化の進行を遅らせ、施設の機能を長期間にわたり保持していくことで、維持管理・更新費用の抑制を目指します。

●インフラ系公共施設

・個別の計画に沿った長寿命化を進めていきます。また、施設特性や緊急度、重要性を検討し、安全・安全に長く利用できる長寿命化の施策を行い、機能の維持と更新費用の抑制に努めます。

5.ユニバーサルデザイン化の方針

●建築物系公共施設

・ユニバーサルデザイン化の実施については、原則、施設等の更新時に加え、長寿命化に係る改修や、大規模改修などに合わせて、バリアフリー、ユニバーサルデザインを導入することとします。また、利用者からのニーズや、影響する範囲なども総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修を検討し、速やかな対応に努めます。

●インフラ系公共施設

・駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路等において、歩行空間のユニバーサルデザインへの対応に努めます。また、道路標識や案内図の更新の際においても、ユニバーサルデザイン化を考慮します。

6.統合や廃止の推進方針

●建築物系公共施設

・施設の機能・規模に見合った需要が見込めない場合は、他の行政目的への転用を図るほか、老朽化の状況を勘案のうえ、周辺施設との複合化や施設の統廃合を進めます。また、民間活用が可能なものについては、民間への移管などを進めます。

●インフラ系公共施設

・インフラ系公共施設では、施設の長寿命化を基本とし、社会情勢や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて適正な整備を図ります。

7.保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

・将来的にも利用する計画がなく、公有財産として保有する必要性もない財産については、未利用財産縮減の点から積極的に売却処分していきます。また、将来的には利用する計画があっても、短期的に見た場合には利用する予定のない財産については、民間等へ貸付し利活用を図ります。また、売却が困難な財産については、貸付により利活用を図ります。

8.地方公会計の活用

・今後は、新地方公会計システムの導入に伴う固定資産台帳の整備により、その台帳等を活用して維持修繕履歴や管理費用等も施設ごとにまとめることで、計画の見直しを行います。また、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行えるかを検討します。

9.公共建築物の脱炭素化に向けた取組み

・公共建築物への再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入し、脱炭素仕様の公共建築物整備に努めます。また、公共施設の整備にあたっては、省エネ効果が高い設備を採用します。

10.統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ① 全庁的な取組体制を構築します。
- ② 職員のマネジメント意識の向上とスキルアップを図ります。
- ③ 市民・事業者との協働と情報共有を図ります。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

▶ 本編 P.41～85

【建築物系公共施設の全体の管理に関する基本的な方針】

・今後も維持管理が必要な施設については、予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、指定管理者やPFI/PPP制度などの管理運営体制の検討、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保により管理・運営コストの縮減を図ります。

・耐震性能に不安を抱える施設については早急に耐震改修を実施する必要があります。

・施設利用の実態に応じて他施設への機能移転など、統廃合による施設総量の適正化を検討します。

主な施設類型の方針（建築物系公共施設）

●**スポーツ・レクリエーション系施設** スポーツ施設については、喜連川高校跡地内の既存施設を含め、喜連川地区全体の体育施設の集約化・統合等を総合的に検討し、それらに対応できる施設・機能を整備していきます。既設のスポーツ施設、温泉施設、医療福祉施設を複合化や連携強化することにより、相互の相乗効果を高め、地域活性化を図っていきます。

●**学校教育系施設** 学校施設の劣化状況などの現状把握、中長期的な整備計画、改修等を行い適切な維持管理を行います。今後の児童・生徒数の推移などを踏まえ、適切な教育環境の整備に努めるとともに、将来的な施設の維持・補修費などを試算した上で、学校施設の適正規模・適正配置などについて多機能化も視野に入れて検討します。

●**子育て支援系施設** 子育て支援施設は、そのサービスについて必要な量を確保していくとともに、交流の機会を充実させ、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に推進していきます。

●**公営住宅** 現在保有している住棟の特性を整理し、長寿命化型の工事を実施する住宅、維持保全する住宅、用途廃止する住宅に分類し、計画的に維持管理を推進していきます。

主な施設類型の方針（インフラ系公共施設）

●**道路** 道路舗装を計画的に行っていくためには、道路舗装の状況を正確に把握する必要があることから、定期的（概ね5年に1度）な路面性状調査を実施し、補修計画の見直しを行い、コストの縮減を行っていきます。

●**橋りょう** 適切な方法により点検を行うことで橋りょうの損傷を早期に発見するとともに、劣化・損傷の程度、健全度を把握します。また、点検による情報を蓄積することで、構造物の劣化の進行状況を明らかにし、適切な補修時期を定めていきます。

●**上水道・下水道（管路）** 健全な上下水道事業経営のため、経営収支比率を向上させていきます。適切な維持管理及び修繕を継続して行うとともに、上下水道の普及率を向上させていきます。

●**公園** 適切な長寿命化対策を実施し施設の延命化を図ります。清掃や芝刈りなどの簡易な保守については、地域の各種団体やシルバー人材センターなどによる民間活力の活用を促進します。

※本概要版は、本編の要約・抜粋となります。詳細については、「さくら市公共施設等総合管理計画（改訂版）」本編をご覧ください。